

令和5年7月23日執行 群馬県知事選挙 草津町選挙管理委員会に送付された不在者投票について

令和5年7月23日執行の群馬県知事選挙における開票結果のうち、草津町選挙管理委員会に送付された不在者投票について、下記のような事例が報告されました。

記

- 7月12日、県内の不在者投票施設から草津町選挙管理委員会に対して次のような連絡がありました。
 - 18人分の不在者投票用の封筒、投票用紙を準備して17名の不在者投票を実施（1名が投票を棄権）した。
 - 17人目の選挙人に封筒、投票用紙を交付した時点で、未使用1枚として残るべき投票用紙が残っていないことに気がついた。

（18人分の不在者投票用の封筒・投票用紙は、草津町選挙管理委員会から当該施設あて、同日に交付されていました。）

この連絡を受けた草津町選挙管理委員会は、当該施設に対して施設内を改めて捜索するよう伝え、当該施設が改めて施設内を調べたものの未使用の投票用紙は発見できませんでした。

同日、当該施設から草津町選挙管理委員会あて、実施した17名分の不在者投票が送付されるとともに、1人の選挙人に誤って投票用紙2枚を渡してしまった可能性がある旨報告されました。
- 1の不在者投票施設において実施された不在者投票を含む、草津町選挙管理委員会に届いた全ての不在者投票は、7月23日（投票日）、草津町内の投票所において一括して受理（不在者投票封筒の開封）が行われました。

結果、ひとつの封筒に2枚の投票用紙が入った事例が1件確認され、当該2枚はそのまま投票箱に入れられました（不在者投票封筒の仕組み上、どの投票用紙がどの不在者投票施設から送付されたものかは特定できず、1の不在者投票施設において二重交付が生じたことは断定できません）。
- 草津町開票区では、開票の結果、投票総数（開票された投票用紙の枚数）が投票者数よりも1票多くなる結果となりましたが、2の経緯から、その“1票多くなる”原因を特定できたため、そのまま開票を終えました。したがって、投票総数、投票者数は速報した数で確定しています。

草津町開票区における「不受理・持帰り票」欄の票数は、投票総数と投票者数の不一致を埋めるために入力されたものです。
- 県選挙管理委員会では、1の不在者投票施設に対して法制度の周知を徹底するほか、時機を捉えて県内全ての不在者投票施設に対して改めて注意喚起するなど、今後の選挙で同様の事案が発生しないよう、適切な選挙の管理執行の徹底を行ってまいります。